

印務

刑

外務省  
印務

確 認 事 項

警察庁丁国捜発第52号

法務省刑国第128号

外欧政策第4号

平成22年4月21日

警察庁刑事局組織犯罪対策部

国際捜査管理官

鶴 谷 明 憲



法務省刑事局国際課長

和 田 雅 樹



外務省欧州局政策課長

川 村 博 司



外務省国際法局条約課長

道 井 緑 一 郎



刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日・EU  
刑事共助協定」という。）の締結に当たり、我が国が同協定上の請求国となる  
場合における警察庁及び法務省と外務省との間の関係について、警察庁、法務  
省及び外務省は、下記のとおり確認する。

## 記

1. 警察庁及び法務省は、協定に基づき欧州連合加盟国の中央当局に対し共助の請求を行うに当たり、当該欧州連合加盟国の我が国大使館の職員又は欧州連合日本政府代表部職員による支援その他の支援を外務省に要請する必要があると認める場合には、日・EU刑事共助協定第5条1に従って当該欧州連合加盟国の中央当局に通報する事項を、同中央当局への通報に先立ち、外務省に通報するものとする。
2. 警察庁、法務省及び外務省は、我が国からの共助の請求が外交関係に影響を及ぼし得ると認められる場合には、警察庁及び法務省において、欧州連合加盟国の中央当局に当該共助の請求を行うに当たり、当該共助の請求に係る支援を外務省に要請することになるであろうとの認識を共有する。
3. 外務省は、刑事に関する共助においては迅速性が極めて重要であることにかんがみ、警察庁及び法務省が行う共助の請求に係る支援その他の協定の実施に係る事務を速やかに行うものとする。

外務

印

確 認 事 項

法務省刑国第129号

外欧政策第5号

平成22年4月21日

法務省刑事局国際課長

和 田 雅 樹



外務省欧州局政策課長

川 村 博 司



外務省国際法局条約課長

道 井 緑 一 郎



刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日・EU  
刑事共助協定」という。）の締結に当たり，我が国が同協定上の被請求国とな  
る場合における法務省と外務省との関係について，法務省及び外務省は，下記  
のとおり確認する。

## 記

1. 日・EU刑事共助協定第5条に基づき、我が国の中央当局たる法務大臣が欧州連合加盟国の中央当局から共助の請求を受理した場合には、法務省は、当該共助の請求に当たり当該欧州連合加盟国の中央当局が同条1に従って通報してきた事項を、外務省に対し速やかに通報するものとする。ただし、法務省は、外務省に通報できない事情が存すると判断した場合には、その旨を外務省に説明して、外務省と協議するものとする。
2. 外務省は、本確認事項1. にいう共助の請求に関し、同省の所掌事務に関し必要と認める場合には、法務省に対し意見を述べることができる。
3. 我が国による共助の実施が外交関係に影響を及ぼすことがあること等にかんがみ、法務省は、国際捜査共助等に関する法律又は本確認事項に基づき外務省が述べた意見と異なる措置をとる場合は、同省と協議するものとする。
4. 外務省は、刑事に関する共助においては迅速性が極めて重要であることにかんがみ、法務省が行う共助の実施に係る支援その他の日・EU刑事共助協定の実施に係る事務を速やかに行うものとする。

外務